

平成21年12月28日

岐阜県知事
古田 肇
御嵩町長
渡辺 公夫
寿和工業株式会社
代表取締役 清水道雄

} 様

御嵩町産業廃棄物処分場
計画地利用指針検討委員会
委員長 鈴木 誠

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）について（答申）

岐阜県、御嵩町、寿和工業株式会社の三者から検討の依頼がありました計画地利用の前提となる標記指針（案）について、別紙のとおり答申します。

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針(案)

平成21年12月

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会

寿和工業株式会社が産業廃棄物処分場計画地（以下「計画地」という。）の利用計画を策定するにあたり前提とすべき指針（案）として、次のとおり定める。

なお、本指針（案）は、別に定めた「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方」を踏まえて策定したものである。

- 1 寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県は、計画地の利用計画策定、事業実施の各段階において、御嵩町環境基本条例及び御嵩町希少野生生物保護条例、その他開発行為に係る関係法令を遵守するとともに、御嵩町環境基本計画との整合を図り、土地の形質変更等は必要最小限にとどめることとする。
- 2 御嵩町は、寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定・事業実施について状況報告を受けたときは、速やかに御嵩町民にその情報を提供することとする。御嵩町民は、計画地の利用計画策定・事業実施に関する報告の内容について、寿和工業株式会社に対して御嵩町を通じて意見を述べるができることとする。寿和工業株式会社は、これに回答することとする。また、御嵩町の求めに応じて、岐阜県及び寿和工業株式会社は積極的に情報公開に努めることとする。
- 3 御嵩町は、御嵩町民の意見を尊重し、計画地の利用計画及び事業実施状況について、別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等に意見を求めるものとし、必要に応じ協定を締結するほか、利用計画及び事業実施につき改善を求めることとする。
- 4 寿和工業株式会社は、利用計画を策定するに際して住民投票の結果を尊重し、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」こととする。

(語句・用語の説明)

①御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会

- ・御嵩町産業廃棄物処分場計画地の利用計画策定の前提条件となる利用指針を検討するため、御嵩町、岐阜県、寿和工業株式会社が設置した委員会で、有識者3名、御嵩町民7名で構成された。

②御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方

- ・御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針を検討する途中段階で検討委員会がまとめた基本的な考え方

③土地の形質変更

- ・利用計画を推進するうえで必要となる土地の掘削や盛土

④尊重

- ・重く受け止めること

⑤別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等

- ・御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会と別に、計画地の利用計画及び事業実施状況について意見を聴くため設置する委員会

⑥協定

- ・別途設置する町民・専門家等により構成する委員会の意見を踏まえ、御嵩町が関係者との間で取り決めるルール

⑦住民投票

- ・御嵩町小和沢地区に計画された産業廃棄物処理施設の設置について、町民の賛否の意思を明らかにし、町行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的として平成9年6月22日に行われた住民投票

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方

1 はじめに

産業廃棄物処分場問題が長期にわたり解決されなかったのは、同問題をめぐり寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県の間で互いの十分な意思の疎通がなされてこなかった結果である。三者はそれを深く反省し、今後密接な連携をもって計画地の利用を検討することをめざし、平成20年5月9日の三者会談の合意に基づき「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会」を設置した。

本委員会は、この三者の諮問を受け、歴史的経緯を踏まえた上で、計画地利用指針策定のための基本的考え方を整理した。

2 三者の基本姿勢

寿和工業株式会社代表取締役、御嵩町長、岐阜県知事の三者は、平成19年4月24日の第1回三者会談を契機として精力的に協議を重ね、平成20年5月9日の第5回三者会談にて本委員会の立ち上げとともに、三者共同で未来志向のまちづくりに取り組んでいくことを合意した。本委員会では、この合意に基づき、今後、御嵩町民の参画を前提とする建設的なまちづくり事業が進められていくことを切に望み、とくに利用指針並びに利用計画策定に向け、三者が依拠すべき基本姿勢を明記する。

第1に、寿和工業株式会社は、今後の計画地利用指針の策定に御嵩町、岐阜県と共同で取り組むとともに、計画地の利用を主体的に行う。

第2に、御嵩町は町有地に係る都市計画法上の回答を放置したことを重く受け止め、計画地利用指針の策定に寿和工業株式会社並びに岐阜県と共同で取り組むとともに、計画地の今後の利用計画等の地域住民への周知に努め、寿和工業株式会社の事業実施に最大限の協力をする。

第3に、岐阜県は十余年にわたって許可申請を放置したことを重く受け止め、計画地の利用指針の策定に寿和工業株式会社並びに御嵩町と共同で取り組むとともに、計画地の今後の利用にあたって最大限の支援を行う。

3 利用指針並びに利用計画策定上の留意点

第1、寿和工業株式会社による継続的な事業の実施

寿和工業株式会社が計画地において継続的に事業展開できることを利用指針の前提として考える必要がある。

第2、地形の形質変更の是非

現段階では、本委員会での協議においても、計画地地形の形質変更の是非は意見

の分かれるところである。現在の地形を大きく変えることなく、里山再生、森の景観を活かした活用をすべきとする意見、埋立てをして平地を形成する必要があるとする意見、あるいは計画地内に種々の体験交流施設や道路整備をすべきなどの意見がある。こうした種々の意見を踏まえ、今後策定される利用指針は、具体の利用分野の協議に伴い生まれる地形の形質変更の有無又は程度、方法等に関しても言及する必要がある。

第3、適切な利用分野

さらに、本委員会では、利用分野に関しても現段階では意見が分かれるところである。本委員会の主たる審議事項ではないが、指針の基本的考え方を協議する目的で行った意見交換でも、里山生態系の保全、産業遺産の保全、集落文化の継承、環境教育（リサイクル体験教室や工房）交流拠点の整備等、様々な意見が出された。また、こうした提案こそ今回の問題を経て暮らしと環境の関わりに目覚めた多くの町民の提案を反映し利用分野や利用計画の策定に取り組むべきという意見も出されたところである。本委員会では、多くの町民の提案を得る方法と諸提案を参考に利用計画の検討を行うことが望ましいと考える。利用指針にはそうした基本原則と方法が取り入れられるべきである。

第4、計画地での産業廃棄物処分場の是非

本委員会は、三者が平成9年6月22日の住民投票の結果（旧小和沢地区での産業廃棄物処分場設置に対する住民の約8割の反対）を尊重し、寿和工業株式会社が当初計画を取り下げ、産業廃棄物処分場問題に関して全面和解したことを受けて設置された。こうした経緯を鑑みれば、利用指針並びに利用計画の策定に際して「今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処分場を設置しない」という前提で取り組まなければならないと考える。一方、木質バイオマス利用など新エネルギー開発を目的とした産業廃棄物処理施設など範囲が広い中間処理施設については、本委員会内で共通認識に至っていないとの意見もあり、利用指針策定に向けて今後さらに検討する必要がある。

尚、我々の暮らしや企業活動が完全な循環型システムに至っていない現状からすれば、産業廃棄物処分場は不要なはずもなく、環境に負荷を与えない最善の方法で事業に取り組む産業廃棄物処理業界は、必要不可欠な環境ビジネスであると認識している。しかし、本委員会は、一般論として同施設や同分野の産業立地についてその是非を協議することを目的としていない。

第5、御嵩町環境基本計画との整合

御嵩町では、産業廃棄物処分場問題が発生した後に、この経験を学び、御嵩町民の参加を得て、地球環境を視野に置きながら現在そして未来の御嵩町民にとってよ

り良い生活環境を実現していくため、「御嵩町環境基本計画」を策定した。現在の御嵩町のまちづくりは、本基本計画を町民の総意として認識し、町民と行政の協働の力によって計画の実現をめざし取り組んでいるところである。それ故、本委員会としては、利用指針並びに利用計画は、環境基本計画に整合するものでなくてはならないと考える。とくに、環境基本計画が掲げる以下の4つの柱の実現を担う利用指針並びに利用計画であることが大切であることはいうまでもない。

- ①豊かな自然をはぐくむまち
- ②安心とやすらぎがあるまち
- ③地球環境にやさしいまち
- ④環境について考え行動するまち

4 利用指針並びに利用計画策定上の視点

本委員会では、利用指針並びに利用計画の策定に際して、上記の留意点を踏まえ、次の6つの視点をもって取り組むべきであると考えている。

第1、御嵩町民の利益尊重

産業廃棄物処分場問題により大きな影響を受けている旧小和沢地区住民の思いに一定の理解を示しつつ、事業主体の利益尊重はもちろんであるが、現在暮らす御嵩町民の利益並びに今後御嵩町に生を授かり御嵩町を担っていく次の世代の利益をも考え抜いた利用指針並びに利用計画を策定すること。

第2、協働のデザイン

本問題の出発点には、関係者において情報公開など住民参加のまちづくりの重要性が十分認識されていなかったという問題がある。この経験を教訓にして、町民、寿和工業株式会社、御嵩町の三者が対等な立場に立って、当該地区の利用指針並びに利用計画を協議し、寿和工業株式会社の事業実施に理解と協力、参画の姿勢を示すこと、すなわち「協働のデザイン」を描き実践することが大切である。

第3、安全・安心、公共関与

御嵩町民が現在そして将来にわたって望むまちづくりとは、町民一人ひとりが生きがいと安心感を抱き、自己実現や町民相互の助け合い等を通じて、安全に暮らし続けられるまちを実現することである。こうした視点に立脚し、町民の参画を得て処分場計画地の利用計画を立て、町民の安全と安心に配慮した事業が寿和工業株式会社など関係者により取り組まれる必要がある。

第4、法令遵守と新たなまちづくり条例

計画地の利用指針並びに利用計画の策定、事業実施の各段階においては、関係法令の遵守を堅持することは当然のことであるが、本委員会としても改めてこの点を明確に示すこととする。また、条例制定権に基づき御嵩町が新たにまちづくり条例等を制定し、利用指針並びに利用計画に基づく事業展開が、町民の参画、関係者との信頼関係の上に取り組み、その経験が御嵩町全体のまちづくりに発展するよう取り組むことも検討に値するものとする。

第5、経済的安定性の追求

計画地の利用が社会的に有益な事業であることが望ましいことはいうまでもない。それだけに、本委員会としては、社会的・公共的に有益な事業が継続的に営まれ、事業の社会的便益が町内外の人々に還元されるためにも、一定程度の利益が生まれ、継続的な事業運営が可能かつ事業者の社会的信用が保証される利用形態がとられることを望むものである。

第6、御嵩町環境基本計画との整合

既に述べたとおり、本委員会としては、利用指針並びに利用計画は、産業廃棄物処分場問題が発生した後に、町民の参加と総意で策定した「御嵩町環境基本計画」と整合を図ることを重視するものである。

5 利用指針並びに利用計画策定の手法

今後は、この基本的考え方をもとに、本委員会が利用指針の策定に向けた協議に着手し、指針に基づき寿和工業株式会社が計画地の利用計画を策定することを期待する。計画地の利用計画策定の過程においても、御嵩町の協力と岐阜県の支援を受けながら、次に掲げる町民参画と本委員会の関与を組み入れることを求めるものである。

第1、町民参画の保障

当該地区における産業廃棄物処分場問題をめぐっては、関係者によって広く御嵩町民への十分な説明が為されてこなかったことが直接的な要因として存在する。関係者はそれを深く反省し、計画地の利用指針並びに利用計画の策定に際しては、町民が求める情報の公開と十分な説明、理解の促進、それを前提に策定のプロセスへの町民の参画を保障し、町民の意見を利用指針並びに利用計画に可能な限り反映することとする。尚、利用指針では町民参画の具体的な手法について明確にされるべきである。

第2、検討委員会の関与

今後策定される計画地の利用計画が、本委員会の基本的考え方を十分踏まえたも

のとなるよう確認する必要がある。寿和工業株式会社は利用計画の策定と事業の実施に際して御嵩町の協力と岐阜県の支援のもとで、本委員会にその状況を報告し意見を求めることが必要であると考えます。

6 産業廃棄物処分場計画地における事業の主体

持続可能な事業の展開を期待する意味から、事業主体を寿和工業株式会社とし、御嵩町と岐阜県が事業の展開（本委員会への状況報告を含む）に際して積極的かつ適切に支援することを期待する。さらに、同様の過程において御嵩町民の理解と協力が可能な限り得られることも期待する。

また、事業実施段階においては、計画地内の地権者は、その用地が利用計画に沿って活用されるよう誠実に対応することも、ここに強く望むものである。

7 むすび

本委員会としては、以上において指摘した基本的考え方にに基づき、町民の参画を前提に、利用指針（案）を策定する。さらに御嵩町並びに岐阜県の支援を条件に寿和工業株式会社によって利用計画の策定と事業展開が進展することをここに切に望むものである。